

## 鳥取県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年5月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

### 退任した役員の氏名及び住所

理事	西村	昇	鳥取市倭文241-5
〃	中瀬	正道	鳥取市湖山町南一丁目169
〃	小玉	正猛	鳥取市賀露町南六丁目1-12
〃	森	進	鳥取市足山198
〃	山本	進	鳥取市田島555
〃	中島	建	鳥取市南隈65
〃	小林	俊美	鳥取市古海100
〃	中山	茂	鳥取市服部287
〃	上田	寿一	鳥取市下味野155-4
〃	岸本	義登	鳥取市朝月54
〃	玉田	定寿	鳥取市上味野252-1
〃	坂本	勲	鳥取市円通寺900
〃	川戸	稔	鳥取市河原町袋河原271
監事	西尾	哲知	鳥取市赤子田113-2
〃	中河	強	鳥取市徳吉245-1
〃	荻原	初雄	鳥取市河原町袋河原58
〃	山田	義光	鳥取市田島557

平成21年3月31日退任

### 就任した役員の氏名及び住所

理事	西村	昇	鳥取市倭文241-5
〃	岡島	正美	鳥取市河原町布袋311-1
〃	小林	俊美	鳥取市古海100
〃	岸本	義登	鳥取市朝月54
〃	中島	建	鳥取市南隈65
〃	星見	強司	鳥取市湖山町南一丁目880
〃	清水	為一郎	鳥取市賀露町南四丁目16-32
〃	横山	文宏	鳥取市向国安206
〃	坂本	勲	鳥取市円通寺900
〃	中嶋	一夫	鳥取市菖蒲287
〃	上田	寿一	鳥取市下味野155-4
〃	中嶋	義晴	鳥取市布勢411
〃	山田	義光	鳥取市田島557
監事	米澤	氣農	鳥取市徳吉146
〃	中山	茂	鳥取市服部287
〃	福田	実弘	鳥取市上味野30

” 上 根 順 二 鳥取市賀露町南六丁目2-11  
平成21年4月1日就任 任期4年